

高年齢者雇用状況等報告 Q & A（令和 3 年 6 月 1 日時点）

目次

【⑰過去 1 年間の定年到達者等の状況（65 歳未満）】及び【⑱過去 1 年間の定年到達者等の状況（65 歳以上）】

Q 4 - 1 :

就業規則において、定年年齢 60 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度を規定しています。該当者がいる場合は⑰「過去 1 年間の定年到達者等の状況（65 歳未満）」欄又は⑱「過去 1 年間の定年到達者等の状況（65 歳以上）」欄のどちらに記入するのでしょうか。

Q 4 - 2 :

就業規則において、定年年齢 60 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度を規定しています。就業規則に定めず運用により 66 歳以降も勤務していた従業員が今年 3 月末に 72 歳で退職しました。この場合は、⑱「過去 1 年間の定年到達者等の状況（65 歳以上）」欄へ計上する必要がありますか。

Q 4 - 3 :

就業規則において定年年齢 60 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度、更に基準に該当する者を 70 歳まで雇用することを規定しています。過去 1 年間に、希望者全員を対象とした継続雇用制度の上限年齢 65 歳で退職する従業員と、基準該当者を対象とした継続雇用制度の上限年齢 70 歳で退職する従業員がいますが、⑰「過去 1 年間の定年到達者等の状況（65 歳未満）」欄と⑱「過去 1 年間の定年到達者等の状況（65 歳以上）」欄への計上方法はどちらになりますか。

Q 4 - 4 :

就業規則において定年年齢 68 歳と規定していますが、その後の継続雇用制度を定めていません。過去 1 年間に定年年齢で退職した者が 1 人いますが、⑱「過去 1 年間の定年到達者等の状況（65 歳以上）」欄にどのように記載すればよいでしょうか。

Q 4 - 5 :

就業規則において定年年齢 60 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用、更に基準に該当する者を 68 歳まで継続雇用、その後更に基準に該当する者を 70 歳まで創業支援等措置で従事できることを規定しています。⑰「過去 1 年間の定年到達者等の状況（65 歳未満）」欄と⑱「過去 1 年間の定年到達者等の状況（65 歳以

上)」欄への計上方法はようになりますか。

【⑰過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）】及び【⑱過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）】

Q4-1：

就業規則において、定年年齢60歳、希望者全員を65歳まで継続雇用する制度を規定しています。該当者がいる場合は⑰「過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）」欄又は⑱「過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）」欄のどちらに記入するのでしょうか。

A4-1：

過去1年間において、定年年齢60歳に達した労働者がいる場合は⑰「過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）」欄へ記入してください。65歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し離職した者がいる場合は⑰「過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）」欄の「(f) 継続雇用の終了による離職者数」欄に記入し、更に⑱「過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）」欄の「(a) 定年到達者の総数（(b)+(c)+(f)+(g)+(h)）」及び「(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）」に記入してください。これは、就業規則等に定める継続雇用制度等の就業確保措置が引き続き実施されないことから、便宜上、「(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）」に計上するものとしています。

なお、これらの継続雇用制度の上限年齢に到達し離職した者であって、令和3年4月1日～5月31日までの間に離職した者については「(i) 就業確保措置終了による離職者数」にも記入してください。

Q4-2：

就業規則において、定年年齢60歳、希望者全員を65歳まで継続雇用する制度を規定しています。就業規則に定めず運用により66歳以降も勤務していた従業員が今年3月末に72歳で退職しました。この場合は、⑱「過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）」欄へ計上する必要がありますか。

A4-2：

就業規則等に規定されている制度ではない場合は、⑱欄に記入しないでください。なお、65歳の継続雇用制度の上限年齢に到達し離職した者がいる場合は、上記のA4-1のとおり記入してください。

Q 4 - 3 :

就業規則において定年年齢 60 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用する制度、更に基準に該当する者を 70 歳まで雇用することを規定しています。過去 1 年間に、希望者全員を対象とした継続雇用制度の上限年齢 65 歳で退職する従業員と、基準該当者を対象とした継続雇用制度の上限年齢 70 歳で退職する従業員がいますが、⑰「過去 1 年間の定年到達者等の状況 (65 歳未満)」欄と⑱「過去 1 年間の定年到達者等の状況 (65 歳以上)」欄への計上方法はどのようになりますか。

A 4 - 3 :

⑰「過去 1 年間の定年到達者等の状況 (65 歳未満)」欄の「(f) 継続雇用の終了による離職者数」に (ア) 65 歳の継続雇用制度の上限年齢に到達し、70 歳までの継続雇用制度の対象とならずに離職した者の数と、(イ) 70 歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し離職した者の数、の合計を記入してください。

次に、⑱「過去 1 年間の定年到達者等の状況 (65 歳以上)」欄へ、65 歳の継続雇用制度の上限年齢に到達した者及び 70 歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達した者の数の合計を「(a) 定年到達者の総数 ((b)+(c)+(f)+(g)+(h))」及び内訳となる (b) ~ (h) に計上してください。記入にあたっては、65 歳の継続雇用制度の上限年齢に到達し離職した者については (b) ~ (h) の該当する項目に計上し、70 歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し離職した者については「(b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)」に計上してください。

最後に、70 歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し令和 3 年 4 月 1 日以降 (5 月 31 日まで) に離職した従業員の人数を「(i) 就業確保措置終了による離職者数」に記入してください。65 歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達した従業員については、就業規則上は 70 歳までの継続雇用制度が規定されていることから、就業確保措置終了による離職者には含めません。

Q 4 - 4 :

就業規則において定年年齢 68 歳と規定していますが、その後の継続雇用制度を定めていません。過去 1 年間に定年年齢で退職した者が 1 人いますが、⑱「過去 1 年間の定年到達者等の状況 (65 歳以上)」欄にどのように記載すればよいでしょうか。

A 4 - 4 :

定年年齢到達後の就業確保措置がない場合は「定年到達者 = 就業確保措置の上限年齢に達した離職者」となりますので、「(a) 定年到達者の総数 ((b) +(c)+(f)+(g)+(h))」に 1 人と記入、内訳として「(b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)」にも 1 人と記入、最後に「(i) 就業確保措置終了による離職者数」に 1 人と記入してください。

Q 4 - 5 :

就業規則において定年年齢 60 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用、更に基準に該当する者を 68 歳まで継続雇用、その後更に基準に該当する者を 70 歳まで創業支援等措置で従事できることを規定しています。⑰「過去 1 年間の定年到達者等の状況 (65 歳未満)」欄と⑱「過去 1 年間の定年到達者等の状況 (65 歳以上)」欄への計上方法はようになりますか。

A 4 - 5 :

⑰「過去 1 年間の定年到達者等の状況 (65 歳未満)」欄の「(f) 継続雇用の終了による離職者数」に (ア) 65 歳の継続雇用制度の上限年齢に到達し、68 歳までの継続雇用制度の対象とならず離職した者の数と、(イ) 68 歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し離職した者の数、の合計を記入してください。

次に、⑱「過去 1 年間の定年到達者等の状況 (65 歳以上)」欄の (a) ~ (h) に (ア) 65 歳の継続雇用制度の上限年齢に到達し離職した者の数、(イ) 68 歳までの継続雇用制度の上限年齢に到達し離職した者の数及び (ウ) 70 歳までの創業支援等措置の上限年齢に到達し離職した者の数の合計を計上してください。

なお、(ウ) 70 歳までの創業支援等措置の上限年齢に到達し離職した者については「(b) 定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)」に計上してください。

最後に、70 歳までの創業支援等措置の上限年齢に到達し、令和 3 年 4 月 1 日以降 (5 月 31 日まで) に離職した者の数を「(i) 就業確保措置終了による離職者数」に記入してください。